

「志賀原子力発電所における県・地元町への連絡基準に係る覚書」
連絡区分Ⅲに係る連絡（平成15年11月分）について

本日、北陸電力㈱から、別紙(<http://www.rikuden.co.jp/shika/osirase/pdf/031101.pdf>)のとおり、連絡区分Ⅲ（保守情報として連絡することが適当なもの）平成15年11月分の連絡があった。

今回の件については、原子炉冷却材再循環ポンプ試運転の起動の際に、運転管理要領等に定めのある運転条件の確認行為をせず、運転を行ったものである。

本連絡は、7月17日、県・地元町・北陸電力において締結した「志賀原子力発電所における県・地元町への連絡基準に係る覚書」に基づくものである。

平成15年12月10日 原子力安全対策室 (直通) 076(225)1465 (県庁内線) 4234

(別 紙)

北陸電力から連絡があった平成15年11月の「志賀原子力発電所における県・地元町への連絡基準に係る覚書」連絡区分Ⅲ（保守情報として連絡することが適当なもの）の事象は、以下のとおり

平成15年11月分

発生日	件 名	事象の概要	備 考
11月26日	志賀原子力発電所1号機の原子炉冷却材再循環ポンプ起動時の確認不足について	11月26日午前7時頃、原子炉冷却材再循環ポンプ（A）起動前の条件である「停止中の原子炉冷却材再循環ポンプ入口温度と原子炉冷却材温度の差が27℃以内」を超え、29.5℃で起動したことが分かった。原子炉の安全性に問題はない。	